

# CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

## Newsletter

30 August 2022

### 「企業の実質的所有者（英語）」 レポート更新のお知らせ

この度、EU およびその他の国における実質的所有者報告義務に関するレポート「企業の実質的所有者」を更新しました。

本レポートでは、2022年2月1日時点における、第5次マネーロンダリング指令（MLD5）の施行に関するEU加盟国の遵守状況をハイレベルで概観するとともに、EUを脱退している英国、さらに香港、シンガポールの実質的所有者報告制度も網羅しています。是非ご一読ください。

本ガイド（無料）をご希望の方は  
メールにてご連絡ください。



## Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 73

### はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

本号では、英国財務省マネーロンダリング防止規制の変更と制度レビューの結果発表、EU 域内での自社在庫の移転に対する VAT の取扱い等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

### 目次

#### 1. 欧州

**欧州**：EU 域内での自社在庫の移転に対する VAT の取扱い - VAT 免除のための EC 売上リストについて

**欧州**：EU 法における移転価格課税と「商業上の正当事由」に関する近時の判例

**英国**：英国財務省がマネーロンダリング防止規制の変更と制度レビューの結果を発表

**ベルギー**：外国直接投資審査

**ウクライナ**：言語法の新条項と実施に関する最新情報

#### 2. ESG/Sustainability

**日本**：コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGS ガイドライン）の改訂

**インド**：COP27 を見据えた温室効果ガス排出削減目標の更新

**米国**：輸入業者向けウイグル強制労働防止法の運用指針の発行

**欧州**：上場会社取締役に関するジェンダークォータ制の導入についての政治的合意

## ロシア及びウクライナ情勢 関連ブログ開設のお知らせ

ロシアによるウクライナ侵攻における情勢は、新たな制裁措置や規制が実施されるなど日々発展しています。

ペーカーマッケンジーでは、グローバルにビジネス展開されるクライアントの皆様が、このような動向を簡易に把握できるよう、制裁・輸出管理ブログを開設し最新情報を提供しています。

是非こちらからご覧ください。

# 1. 欧州

## 欧州

### EU 域内での自社在庫の移転に対する VAT の取扱い - VAT 免除のための EC 売上リストについて<sup>1</sup>

#### 概要

2020 年の新法により、正確な EC 売上リスト（EU Sales lists 又は Recapitulative statement（要約報告書）とも言われる）を提出する義務をサプライヤーが遵守していない場合には、EU 域内での越境商品販売（自社在庫の移転（movements of own goods）（以下、「MOOG」）を含む）に対する VAT 免除は、適用されないものとされた。これに関して、一部の加盟国は非常に厳格なアプローチを取っており、その結果、MOOG にかかる VAT が仕出国において課税されるケースが散見される。MOOG に係る VAT を免税とするためには、EC 売上リストにおいて取引先の VAT ID と所定の情報の記載が必要とされることから、EC 売上リストを期限内かつ正確に提出されなければならないという考え方に基づく 2020 年の新法の下では、上記のような結果も正当化されると捉えられる傾向にある。つまり、多くの加盟国はこれを VAT 免除のための「実質的」要件と理解している。一方で、多くの加盟国では、購入者側で MOOG について課された VAT について控除／還付を行うことが出来るかは議論されており、最終的な VAT の負担が残る可能性がある。

このような議論を踏まえ、ドイツの財務省は、正確な EC 売上リストを後日（一定期間内に）追完すれば、VAT 免除は（遡及的に）承認されると公表した。しかし、正確な EC 売上リストの提出がない状態のまま MOOG を VAT 免除として申告した場合の刑法上の影響については、未だ議論が残る。

この点、EU 域内での MOOG について仕出国において VAT 課税を受けることは（MOOG が VAT の脱税を伴うものでない限り）あってはならないという考え方には一定の説得力があると思われる。また、厳密に言えば、そもそも期限内の正確な EC 売上リストの提出が、MOOG に対する VAT 免除のための「実質的」要件として整理されるべきではない、という（主に EU 法下での）有力な議論もある<sup>2</sup>。しかし、このトピックが多くの議論を呼んでいること（後述する特定の刑法上の影響等）、及び、多くの EU 加盟国が公式見解を出していないことを踏まえると、EU 域内で MOOG を行う納税者は、MOOG に係る VAT の申告義務に違反することのないよう、あらかじめ計画を立てるかリスクを低減する措置を取っておくことが理想的となる。

#### 重要なポイント

EU 域内での（MOOG を含む）越境商品販売を行う場合、納税者は期限内に（必要とされる VAT ID の記載を含む）正確な EC 売上リストの提出が、EU 法下での VAT 免除のための一般的な要件となっている。この法律をどこまで厳格に運用しているかは、各 EU 加盟国によって異なることに留意しなければならない。

以下は、考慮すべき重要なポイントである。

- 可能であれば、正確で完全な EC 売上リストを期限内に提出すること。

<sup>1</sup> 本稿は、ペーカーマッケンジー欧州事務所によるクライアントアラートを抄訳したものである。詳細は当該クライアントアラートを参照されたい。

<sup>2</sup> 但し、これについては、最終的には裁判所の判断が必要であると考えられる。

## 「2022-2025年における税務紛争展望（英語）」レポート発行のお知らせ

世界的なビジネスの急速な変革と国際的な政策の転換は、企業の税務エクスポージャー、財務の回復力、戦略、経営手法に大きな影響を与えています。これらの要因は、あらゆるセクターにおける企業が、今後の税務紛争解決にどのように取り組むべきかを定める重要な要素となりえます。ペーパーマッペンジャーでは、2021年後半に日本を含む主要10か国6セクターの税務責任者1,200人を対象とした独自調査を行い、税務紛争チームおよび国際税務チームの知見をもとに、「税務紛争展望レポート」を発行しました。

以下のイメージをクリックして是非ご一読ください。



- 正確な EC 売上リストを期限内に提出することができなかった場合でも、EU 法下では、当該 MOOG に対する VAT 免除は依然として正当化され得るという有力な議論があること。
- しかし、この問題には議論の余地があり、現在ほとんどの EU の税務当局は、**実務上**これを認めていないこと。国によっては、このような EU 域内での MOOG について、（少なくとも、正確かつ完全な EC 売上リストのものの提出がないまま、EC 売上リストの提出期限が過ぎてしまったような場合には）課税対象として取り扱う旨主張する税務当局存在すること。
- ドイツの税務当局は特に厳格であり、後に EC 売上リストを追完した場合であっても、MOOG に対して遡及的な VAT 免除を認めることを拒否していたこと。但し、現在では彼らは立場を変え、一定期間を経過する前に納税者が EC 売上リストを追完した場合、遡及的な VAT 免除の適用を認めていること。
- 正確な EC 売上リストを最終的に提出するより前に、MOOG を VAT 免除として申告してしまうと、税務当局が刑事告発を検討するおそれがあること。ドイツの刑事裁判官は専門誌に記事を寄稿しており、このような場合、（越境商品販売又は MOOG を（正確かつ完全な EC 売上リストを提出しないまま）VAT 免除として申告したことで）脱税の疑いをかけられた者は、後に EC 売上リストを追完することによって、VAT 対策として VAT 免除が遡及的に認められるとしても、脱税の疑いを回避することは通常できないと説明している（但し、このような立場に反論する議論は数多く存在する）。
- 上記リスクに鑑みれば、納税者にとって、そのような状況下での個別のコンプライアンス上の措置又は予防措置が必要となってくること。一般的な方針としては、刑事告発という事態を回避するため、金額の大きい事案においては、まず MOOG を課税対象として申告するか、又は、正確かつ完全な EC 売上リストを提出する前に VAT 免除の申告をすることの可否について税務当局との事前確認を検討することが望ましいと考えられること。

本件については未だ議論が成熟しておらず、税務当局によって、アプローチが今後精緻化される又は方針が転換される可能性も高い。また、欧州加盟国において、判例法が現れる可能性もあることに留意すべきである。

[最初のページに戻る](#)

## 欧州

### EU 法における移転価格課税と「商業上の正当事由」に関する近時の判例

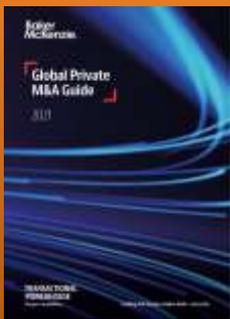
#### 背景

SGI 事件 ([C-311/08](#)) や Hornbach 事件 ([C-382/16](#)) において、欧州司法裁判所（以下、「ECJ」）は、国内取引と国際取引で異なる取扱いが定められている場合には、納税者が国際取引への移転価格の更正処分を受けた際に、独立企業価格では無いことを正当化するために「商業上の正当事由」があるかどうかを考慮するべきとの判断を示してきた。より具体的には、グループ内貸付の利息に関して争われた Hornbach 事件において、ECJ は、商業的理由の概念には、当該加盟国に居住する親会社と他の加盟国に居住するその子会社との間の相互依存関係の存在そのものに起因する経済的理由も含まれ得ることを明確にした。例えば、親会社は、子会社が事業拡大のために

## 「グローバル・プライベート M&Aガイド（英語）」発行の お知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務および規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。ストラクチャリング、契約締結、PMI、外国投資規制、独占禁止法、税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止など、取引プロセス全段階について、主要な法的規制の枠組みを包括的に概説しています。クロスボーダーM&Aに関する法律実務は複雑さを増しており、十分な事前準備と情報収集はM&A案件の成功のための必須の条件となっています。

本ガイド（無料）をご希望の方は  
[メール](#)にてご連絡ください。



十分な資本を有していない場合に、子会社に対して独立企業間原則に反する条件（Hornbach 事件では無償のキープ・ウェル・レター）で資本を提供する十分な商業的理由を有することができる可能性がある」と判断している。

Hornbach 事件では、商業的理由があると認められる場合には、独立企業間原則に従っていない取引は、株主の動機によってさえも正当化され得るとされている。移転価格の更正処分を争う納税者からは、この点に関して今後更なる判例が出されることが期待されている。

### 独立企業間取引ではないことの商業的合理性の射程に関する近時の事件

関連当事者間の融資取引から生じる利息収入の調整に関する国内規定が、EUの条約の自由を侵害しているとされる以下の2つの事件において、ECJに対して、予備判決（preliminary ruling）を求める要請が出されている。

- 係争中の *Viva Telekom Bulgaria* ([C-257/20](#)) では、納税者のルクセンブルクの親会社からの無利子貸付に対する源泉所得税に係る処分が争われている（ブルガリア税務当局は独立企業間利息を帰属させた）。ECJに付託された問題の1つは、ブルガリア法における租税回避防止規定が、無利子貸付の背後に脱税の動機があると推定し、その結果、当事者が無利子貸付の供与について許容できる商業的理由を証明する機会を与えない事により、基本的自由を侵害するかどうかである（なぜこの事件が「回避」ではなく「脱税」と呼ぶのかは、十分に明らかではない為、この点については、ECJは言及していない）。Hornbach 事件の ECJ 判決に基づけば、関連当事者間で無利子貸付契約を締結することには、企業グループの利益と関連した商業的理由が存在する可能性がある。
- *Impresa Pizzarotti* 事件では、納税者は、ルーマニアの恒久的施設（以下、「PE」）からイタリアの本社への無利子貸付金に対する帰属利息収入について、同等の国内取引に対する差別的取扱いによる設立の自由の侵害を理由に課税を争った。ルーマニアの国内税法に基づけば、非居住者である納税者のルーマニア拠点は「ルーマニア PE」に該当し、貸付金は関連当事者間の取引であり、市場金利で行われたはずであることから、独立企業原則が適用されるべきであるとされている。ECJに付託された問題は、ルーマニア企業のルーマニア PE 間の取引にはそのような認定はされない一方で、PE が関与する国境を越えた取引にのみ移転価格の調整を適用することが正当化されるかどうかに関連するものであった。ECJは、2020年10月8日の *Impresa Pizzarotti* 事件 ([C-558/19](#)) の判決において、前述の「商業的理由」を PE が関与する状況にも拡大して適用した。

### 今後の注目点

ECJは一般的に、殆どの EU 加盟国は「国内 PE」の概念を適用せず、その所得を調整する規定は存在しないため、PE による移転価格の調整において、独立企業間原則に従わない取引に関して納税者が「商業上の正当な理由」を提示する機会を与えられない場合には、設立の自由に対する制限であるとみなしている。

移転価格税制に基づく調整（PE の所得や源泉所得税の調整も含まれる可能性がある）に直面した納税者は、（適用される規則の下で）そのような移転価格調整が国内取引でも起こり得たかどうかを検討する必要がある。国内取引には適されない場合、そのような調整を法廷で争うことを選択した納税者は、（例えば、移転価格が独立企業間価格ではないことが証明された場合の予備的な主張として）納税者の移転価格ポリシーには「商業的理由」があり、したがって、移転価格調整は上記の EU 判例法では認められないと主張できる可能性がある。

## 「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。急速に変化する金融規制に対応するため、2021年更新版として内容をアップデートいたしました。

各国における金融規制の監督官庁、関連するライセンス、クロスボーダー取引の相手方が所在する場合に注意すべき点等、実務的に問題となると思われる点を簡潔にまとめております。

ペーカーマッケンジーのGlobal Financial Services Regulatoryチームは、世界の主要な金融センターのみならず新興市場もカバーし、金融コンプライアンス、取引規制及び当局対応まで一貫したサービスを提供しております。

本ガイド（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



EU加盟国では、上記の係争中の案件を含め、独立企業間取引ではないことの商業的合理性が認められる範囲に関する今後の裁判所の判断が注目されている。

[最初のページに戻る](#)

## 英国

### 英国財務省がマネーロンダリング防止規制の変更と制度レビューの結果を発表

#### 概要

2022年6月15日、英国財務省は、2017年マネーロンダリング、テロ資金供与及び資金移送（支払者情報）規則（以下、「MLR」）の改正に関する協議の結果を公表した。MLRの改正は、2022年マネーロンダリング及びテロ資金供与（改正）（第2号）規則の行政委任立法を通じて施行される予定である。行政委任立法の草案と説明文書も公表されている。この改正は、MLRを金融活動作業部会（以下、「FATF」）の最新の基準に即したものとするとともに、特に暗号資産に関連する、英国のマネーロンダリング防止体制の現在の運用との隙間を埋めるものである。

英国財務省はMLRの改正の発表に続き、2022年6月24日に、MLR及び2017年専門機関のマネーロンダリング防止及びテロ資金供与対策監視規則（OPBAS規則）についての2つの施行後レビュー（以下、「PIR」）、並びに英国のマネーロンダリング防止及びテロ資金対策体制の将来に向けたレビューを発表した。当該レビューでは、全体として英国のマネーロンダリング防止体制は十分に効果的に機能しており、全面的な変更は必要なく、その代わりとして英国財務省が、既に導入されている仕組みを用いて改善や不備の是正に向けた段階的な取組を行うことを示唆している。

本ニュースレターでは、英国財務省によって施行されたMLRの主要な改正について取りまとめた上、金融サービス部門に関連するMLRの施行後レビュー及び将来に向けたレビューの結果についてより詳しく説明する。

#### MLRの主な変更点

##### 1. 暗号資産の移転

英国財務省は、暗号資産の移転に関するトラベルルールを施行する予定である。トラベルルールは、暗号資産交換業者やカストディアル・ウォレット提供者である仲介業者にのみ適用され、ソフトウェア提供者のようにトラベルルールの適用が想定されていない他の業者は対象外である。サブカストディアンもトラベルルールの要件に従うことになる。

英国財務省は、最低基準額の計算において、今後は不換紙幣と暗号資産の移転の両方を考慮に入れることを義務付けない予定である。また、非ホスト型ウォレットの送金に関連する情報要件については、リスクに応じてのみ適用されることになる。

最低基準額を超えるクロスボーダー送金では、送金人の住所、生年月日及び出生地、パスポート番号のうち1つだけを送信する必要がある。

猶予期間を設けることに賛成する意見が多数であったことや、コンプライアンス技術の現状を考慮し、英国財務省は、MLRが発効した時点から2023年9

## 「グローバルSPACガイド (英語)」発行のお知らせ

本ガイドでは、複数法域におけるSPACおよびDe-SPACについて適用される規制内容を比較しています。

SPACの制度自体は数年前から存在しているものの、最近の市場環境がSPACによる上場の追い風となっており、さらに、De-SPACを通じたSPACと非上場企業との統合という手法も増加しています。SPACは米国で主に行われてきましたが、近年では欧州やアジア市場でのSPACのIPOや同地域の非上場企業とのDe-SPACを行うことへの関心も高まっています。

SPACのIPO及びDe-SPACのストラクチャリング等については、米国における仕組みが一般的に採用されているにもかかわらず、適用される各国法の規制内容が異なるため、各SPACおよびDe-SPACには慎重な検討が必要となります。本ガイドでは、これらの法域における規制や実務について概説します。

本レポート（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



月1日まで、12か月間の猶予期間を認めることを決定し、その間、暗号事業者はトラベルルールを遵守できるように対策を講じることが期待されている。

### 2. 暗号資産企業の支配権変更

現在、英国の暗号資産市場への参入を希望する企業は、事前通知や金融行動監視機構（以下、「FCA」）の同意なしに、既存の登録暗号資産企業の実質的支配権（beneficial ownership）の取得が可能であり、MLRに基づく登録要件を事実上回避することができる。この規制の隙間に対処するため、英国財務省はMLRを改正し、暗号資産企業の買収予定者に対し、当該買収に先立ちFCAへの通知を義務付け、FCAが買収者の「適切な」評価を行うことを可能にし、FCAに対し、当該買収が行われる前に異議を唱え、買収される企業の登録を取り消す権限を与える予定である。また、この措置は、MLRに基づく支配権の変更に関する違反を捕捉するものである。

この件は協議されていないが、英国財務省は協議期間終了後に初めて政府の関心を引くことになったと述べており、実際、FCAは最近、暗号資産企業の支配権変更に関連して、より迅速に行動することができないことへの不満を表明する注目に値する声明を発表している。

重要な点としては、登録された暗号資産企業の支配権の変更に関する規定が、行政委任立法が作成されてから21日後に発効することである。暗号セクターでの買収を検討している企業は、FCAの承認プロセスを考慮に入れる必要がある。

### 3. 適用範囲の変更

英国財務省は、口座情報サービス提供者（AISP）を規制対象から除外する一方で、決済支持サービス提供者（以下、「PISP」）を規制対象として維持することを決定した。

さらに、英国財務省は、手形決済サービス提供者（以下、「BPSP」）及び通信・デジタル・IT決済サービス提供者（以下、「TDITPSP」）についても、（PISPと同様に）決済チェーンに関わっていることに加えて、BPSP及びTDITPSPに関連するリスクについてより深く理解するためにさらなる調査が必要なことから、現時点ではMLRの対象から除外しないとしている。

また、英国財務省は「美術品市場参加者（art market participant）」の定義を修正し、1万ユーロの基準額を超えて自らの美術品を販売するアーティストを対象から明示的に除外することを決定した。

### 4. 監視強化のための明確な変更

英国財務省は、マネーロンダリング防止及びテロ資金供与対策の監視当局が、監視対象集団から提出された疑わしい活動報告（以下、「SAR」）にアクセス・閲覧し、内容の質を検討するための明示的な法的アクセス権を導入するためにMLRを改正することを決定した。現在、SARにアクセスするための標準的な手法は存在しない。監視当局の中には、監視機能を果たすためにSARの情報に既にアクセスしているところもあれば、MLRにおいてアクセス権があるかについて明示されていないため、躊躇しているところもある。本改正により、監視当局は、リスクに応じて監視対象者のSARをレビューし、フィードバックを提供し、セクターリスクの理解に必要な情報を取得し、監視対象者に提供する指導を強化し、SARの質を向上させることができるようになる。

回答者の中には、内部告発を行うリスクを高めると考える者もいたものの、英国財務省は、2002年犯罪収益法が既にSARをその企業／個人の監視当局に開示することを認めており、密告罪が成立しないため、リスクの増加は予想されないと最終的に結論付けた。また、守秘義務に関する懸念も寄せられ

ており、英国財務省は監視当局が効果的な情報取扱方法を導入することを期待している。

英国財務省は、MLR に基づき信用・金融機関に該当することとなる活動を、2000 年金融サービス・市場法及び規制活動令に基づく定義と整合させるための改正を進めないことを決定した。これは、あらゆる形態の信用・金融機関を適切に詳細に定義するために必要な政策的・法的分析は「特に複雑かつ技術的」であり、業界との長期にわたる協議が必要となることが理由であり、賢明な対応であると評価される。

## 5. 体制強化のための要件拡大

英国財務省は、拡散金融（以下、「PF」）に関する規定を含む MLR の改正を進める予定である。これらの改正は、金融機関や指定された非金融業や専門職に対して、PF リスクを軽減するための方針、統制、手続きを特定、評価、維持することを求める FATF 基準を実施するものであり、その定義は、国連安全保障理事会決議に従う。

MLR はまた、トラスト及び企業サービス提供者（以下、「TCSP」）が組織できる事業形態と英国会社登記所に登録する事業形態との間の整合性を高めるために改正され、特に英国のすべての形態のリミテッドパートナーシップ（以下、「LP」）が含まれるようになる予定である。

また、本改正により、TCSP による LP の指名はビジネス関係を構成するため、LP が TCSP の顧客である場合、顧客管理（以下、「CDD」）を行う必要があるとされる。さらに、英国財務省は、不一致報告の義務を拡大し、継続的なビジネス関係を含むことを決定した。つまり、継続的な CDD の一環として、不一致を報告する義務も含まれることになる。加えて、「重要な不一致」の種類のリストとともに、「重要な不一致」のみを報告する必要があることを明確にするために、要件が修正される予定である。不一致報告制度は、2022 年経済犯罪（透明性及び執行）法により設立された海外事業者登録に登録されている事業者を含むよう拡大される。重要な不一致の報告に関するこれらの変更は、2023 年 4 月 1 日に施行される予定である。

## 6. 情報の共有と収集

英国財務省は、以下の事項を行うために規則 第 52 条 を改正する。

- 関連当局（具体的には法執行機関）と監視当局との間の相互共有を可能にするため、情報共有手法を拡大する。
- 「関連当局」のリストを拡大し、英国ビジネス・エネルギー・産業戦略省（BEIS）の一部を明示的に含む。
- FCA が MLR の義務に関連して入手した機密情報をより広く開示することを可能にする。

また、英国財務省は、MLR の規則第 74A-C 条に基づき、FCA が暗号資産ビジネスに対して有する現在の権限と一致させるために、規則第 74A-C 条（報告要件、熟練者報告、指示権限）を拡張し、附属書 1 企業（Annex 1 financial institution）<sup>3</sup>に適用する予定である。

## 7. 登録拒否の通知

英国財務省は、FCA と英国歳入関税庁（HMRC）が申請者の登録拒否の決定に関する情報を公表する裁量を認めるよう、規則第 59 条を改正する。また、

<sup>3</sup> MLR 第 3 条で定義される一定の金融機関を意味する。

FCA は、既に登録されている暗号資産企業の買収に異議を唱えた場合、通知を公表することが許可される予定である。

## 8. 英国マネーロンダリング防止体制のレビュー

英国財務省のレビューは、英国のマネーロンダリング防止及びテロ資金供与対策規制・監視体制を評価するものであり、以下の 3 つのテーマで構成されている。

- 制度の全体的な有効性とその範囲（すなわち、関連する事業として適用されるセクター）に関する制度面のレビュー
- 現行の規制の主要な要素が意図したとおりに運用されているかに関する規制面のレビュー
- 監視の有効性と一貫性を向上させるための OPBAS の活動を含む、監視体制の構造に関する監視面のレビュー

このレビューは、英国財務省の法的要件の一部でもある。MLR は、英国財務省に対し、2022 年 6 月 26 日までに、MLR 及び OPBAS 規則に規定される規制条項をレビューする報告書を公表するよう求めており、この報告書には、達成しようとする目標を示し、目標がどの程度達成されているか、目標が引き続き適切かどうかを評価し、より制限的でない他の規制条項でどの程度達成可能かを評価しなければならないとしている。英国財務省はまた、ブレグジット後の英国の規制という文脈でレビューを行い、FATF 自身のリバランスの取組と同様に、技術的に法令を遵守するよりも効果的な成果を目指すことにした。

全体として、英国財務省のレビューでは、英国のマネーロンダリング防止制度は十分に効果的に機能しており、全面的な変更は予定されていないことが示唆されている。しかし、実施状況を改善し、継続的な欠陥を是正する余地はある。

MLR PIR の分析では、以下の 3 つの重要な発見があったとしている。

- 規制対象セクター全体において、マネーロンダリング及びテロ資金供与リスクの評価と理解には継続的な欠陥がある。金融サービスにおいては、特に事業全体のリスク評価、中小企業における経験とスキルのある人材、暗号資産に関連する管理フレームワークにおいて不備が残っている。
- 民間企業によるリスク軽減措置の適用には具体的な欠陥が残っており、FCA は監視を通じて確認されたよく見られる不備として、不十分な顧客管理と厳格な顧客管理を特に指摘している。他の監視当局も、政策、統制、手続きをよく見られる不備として指摘している。
- FCA は FATF 相互審査結果報告書からの勧告に応じ、リスクに応じた取組を強化する等、監視体制にいくつかの改善が見られている。しかし、より一般的には、最新の OPBAS 監視報告書では、MLR の技術的な遵守状況は改善されているものの、専門機関の監視当局による一貫性のない監視や、水準の異なる有効性についての問題が継続していることが指摘されている。

マネーロンダリング防止及びテロ資金供与対策規制・監視体制のレビューは、具体的な提案と次のステップを定めている。

## 9. 施行後レビューの主な結論

- 監視：特に、異なるセクター間での強制力の適用の不整合や、厳格な強制力の決定の妥当性に関する監視当局間の見解の相違に関連して、

改革が必要である。しかし、最適な改革の規模や種類はまだ明確になっていない。英国財務省は、監視当局の改革のためのショートリストを作成し、特に OPBAS が監視する専門機関監視当局（以下、「PBS」）が監視するセクターにおける監視強化に焦点を当て、改革の選択肢についてさらに協議する予定である。

- 具体的な規制：英国財務省の見解では、現在 MLR にある要件や条項のほとんどは適正なものである。リスクに応じた取組を含め、規制の有効性を高めるような変更があれば、レビューにおいて提案されている。これには、高リスクの第三国の顧客に対して要求されるチェックのリスト（FATF が厳格な顧客管理）（以下、「EDD」）の特定の要素の適用を要求する場合を除く）を削除し、他の状況に対する EDD の要件と整合させること、及び顧客プール口座（以下、「PCA」）へのアクセスの難しさに対処することを目指す選択肢（PCA が、口座内に資金を保有する顧客についてチェックする必要なしに提供できる低リスク環境の範囲の拡大等）の議論が含まれている。
- 目的：政府は、FATF の手法に沿って、MLR に明確な新しい目的を設定し、有効性の新たな定義を導入する予定である。有効性の測定は依然として困難である。2022 年後半に更新される経済犯罪計画の一環として、より幅広い「成果重視」の測定基準が設定されるが、政府は有効性をよりよく測定するために改訂された測定基準を設定することに尽力している。
- リスク：政府は、国家リスク評価（以下、「NRA」）を含む既存のプロセスを用いて、新たなリスクを評価し、MLR の変更を検討する予定である。米国の FinCEN が 2021 年 6 月に発表したものと同様の国家的優先課題を定める代わりに、今後の経済犯罪計画や NRA の策定時における英国財務省の根拠に基づく情報提供の照会からのフィードバックを取り入れ、リスクや脅威に関するリスク理解や情報共有を改善するためのシステム全体の取組を取り入れることに重点を置く予定である。
- 有効性のためにより広範囲なテコ入れ：英国財務省は、特に新技術の応用、小規模あるいは新たに規制を受ける会社が直面する課題、現行制度のインセンティブ、リスクに応じた監視上の取り組み等に関連して、抜本的な見直しというよりも、既存の構造の中で段階的な改善を行うことが最も適切な手法であるとの見解を示している。英国財務省は、ゲートキーピングと SAR に全面的な変更を加えないことを決定した。
- セクター別の指針：英国財務省はまた、現行のセクター別の指針の取り決めの全体的な構造を維持し、既存の指針をより合理的で一貫性のある明確なものにすることを目的とした改革を行い、改善への段階的な取組を行う予定である。英国財務省は、さらなる指針の要請を個別に検討する。

#### 10. 次のステップ

MLR を改正する具体的な措置の多くは 2022 年 9 月 1 日に施行されるが、上記の通り、タイミングについていくつかの具体的な注意事項がある。

- 登録された暗号資産企業の支配権の変更に関する規定は、行政委任立法が作成されてから 21 日後に発効する。
- 重要な不一致の報告に関する規定は、2023 年 4 月 1 日に発効する。
- 暗号資産のトラベルルールに関する規定は、2023 年 9 月 1 日に発効する。

特に暗号会社にとって、これは良いニュースでも悪いニュースでもある。暗号資産のトラベルルールが発効するまでの長い猶予期間によって、企業は法令遵守のための対策を開発し、テストし、実装することができる。しかし、既存の登録企業の買収を通じて英国で暗号市場に参入しようとする者は、夏の終わりまでに発効すると予想される FCA の承認プロセスを考慮する準備が必要である。2022 年前半に FCA による支配権変更に関する手続きに遅れが生じたこともあり、最新の声明では完全な届出書の提出から担当官への割り当てまで約 1.5 か月の遅れがあることが示されているため、企業は支配権変更承認プロセスに予想以上の時間がかかることを想定する必要がある。

英国のマネーロンダリング防止体制については、上記の通り、英国財務省は全面的な変更は必要ないと判断している。その代わりに、英国財務省は 2022 年後半に第 2 次経済犯罪計画（Economic crime plan）を公表するなど、既にある仕組みを利用して段階的に改善する取組を行う予定である。英国財務省はまた、主に PBS に関連する監視改革に関する協議を行う予定であるが、現在のところ大規模な改革は予定されておらず、英国財務省は有効性を高めるために既存の手段を用いることを優先する方針である。

[最初のページに戻る](#)

## ベルギー

### 外国直接投資審査

#### 概要

2022 年 6 月、ベルギー政府は、海外からの対ベルギー直接投資一般に適用される審査メカニズムを導入する協力協定（以下、「協力協定」）に合意した。この審査メカニズムは、2023 年 1 月 1 日に発効される予定である。

具体的文言についてはまだ変更される可能性があるが<sup>4</sup>、伝統的に開放経済であり、外国投資の受け入れにほとんど制約がなかったベルギーで、一般的に適用される審査メカニズムに関する合意が成立したことは画期的なことである。ベルギーでは、外国投資に関する審査権限が各連邦機関に分散しているため、外国直接投資の審査手続きを一律に統一するための協力協定が必要であった。

本協力協定は、対 EU 外国直接投資の審査に関する一般的な枠組みを確立する 2019 年 3 月 19 日の欧州議会及び理事会規則 2019/452（以下、「FDI 規則」）に触発されたものである。本協力協定により、ベルギーは、外国直接投資の審査メカニズムを有する 19 番目の EU 加盟国となることが決定した。

#### 適用範囲

協力協定の規定は、ベルギーにおいて、安全保障、公序、及び地域・共同体の戦略的利益に影響を与える可能性のある「外国人投資家」による「外国直接投資」に適用される<sup>5</sup>。

「外国人投資家」は、EU 域外に主たる居住地を持つ自然人、EU 域外の国の法律に基づいて設立又は組織された事業体、又は事業の最終受益者が EU 域

<sup>4</sup> 協力協定は既に「コンセイユ・デタ」（英：Council of State、蘭：Raad van State、仏：Conseil d'État）に提出されている。コンセイユ・デタとは、国家諮問院であり、法律案や改正案、その他の問題に対して答申を行う機関である。

<sup>5</sup> それぞれの権限に照らして、重要なプロセスを保護し、特定の戦略的又は機密性の高い知識が外国の手に渡ることを防ぎ、戦略的独立性を確保する利益を意味する。

外に主たる居住地を持つ事業体である。従って、この制度は EU 加盟国からの投資家には適用されないことに注意が必要である。

「外国直接投資」は、FDI 規則に従って、外国人投資家と、EU 加盟国で経済活動を行うために資本の提供を受ける事業主又は事業との間に持続的かつ直接的な関係を構築・維持することを目的とした当該外国人投資家によるあらゆる種類の投資であり、経済活動を行う企業の経営又は管理に効果的に参加することを可能とする投資も含む、と定義されている。

外国直接投資の定義が非常に広範であることを考慮し、協力協定では、外国人投資家による以下の取引は審査手続の対象とみなされると定めている。

ベルギーにある事業の議決権を 25%以上有し、かつその事業体の活動に以下が関連する場合	前年の売上が 1 億ユーロ以上のベルギー国内の事業の議決権を 10%以上有し、かつその事業活動に以下が関連する場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 重要インフラ（エネルギー、輸送、水、健康、通信、メディア、データ処理又は保存、航空宇宙、防衛、選挙又は金融インフラ、機密施設、及びこれらのインフラに不可欠な土地や不動産を含む）</li> <li>• 安全保障、国防、又は公序に不可欠な技術及び資源（国際輸出管理レジーム及び欧州の輸出規制の対象となる軍事機器、軍事転用品、戦略的重要性を有する技術を含む）</li> <li>• エネルギー、原材料、食料安全保障を含む重要な資源の供給</li> <li>• 機密情報、個人情報へのアクセス、又はこれらの情報管理の可能性</li> <li>• 民間警備</li> <li>• メディアの自由と多様性</li> <li>• バイオテクノロジー分野における戦略的に重要な技術（前年度売上高 2,500 万ユーロ以上のものに限る）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 防衛分野（軍事転用品を含む）</li> <li>• エネルギー</li> <li>• サイバーセキュリティ</li> <li>• 電子コミュニケーション</li> <li>• デジタルインフラ</li> </ul>

外国直接投資の評価に際し、投資審査委員会（以下、「ISC」）は、特に以下のリスクが存在するかを評価する必要がある。

- ① 妨害や停止されることがあれば社会にとって深刻な問題につながり、国家安全保障や戦略的利益、ベルギー国民の生活の質に対する脅威となり得る重要プロセスの継続性への影響
- ② 重要プロセスやそのために必要な機密性の高いハイテク技術に関連するノウハウや情報の完全性又は独占性への影響
- ③ 戦略的依存関係の創出

## プロセス

### 1. 投資審査委員会（ISC）

投資審査委員会が設置され、各連邦政府を代表する 9 人の委員と議決権を持たない委員長から構成される。

### 2. 届出

審査メカニズムの対象となる外国直接投資取引は、外国人投資家に追加のスクリーニング手続きを要しない旨通知されるか、又は当該外国直接投資が許可されることの通知がなされるか、いずれかの通知がなされるまでは完了したことはない。外国人投資家は、取引文書の署名後直ちに、又は取引文書の署名前であればドラフト形式で ISC に届出の必要がある。この届出には、以下の情報を含む必要がある。

- 外国人投資家及び対象会社（最終受益者を含む）の所有構造
- 外国直接投資の凡その価値及び価値の基礎となる要素の提示
- 外国人投資家（及びその関連会社）及び対象会社（及びその関連会社）の製品、サービス、活動
- 外国人投資家（及びその関連会社）及び対象会社（及びその関連会社）が活動する EU 諸国及び非 EU 諸国
- 投資の資金調達及びその資金源
- 取引完了予定日

なお、ISC 事務局は、届出に不備がないかを分析し、追加情報を要求することができる。

### 3. アセスメント段階

審査手続き自体は、2つの段階（アセスメント段階及びスクリーニング段階）で構成される。アセスメント段階では、外国人投資家の主な特性や提出された外国直接投資に基づく対象会社の支配権の変更が、関連地域又はコミュニティの公序、安全保障、又は戦略的利益に影響を与える可能性があるかどうか、ISC 委員によってとりわけ慎重に検討される。ISC が、影響を生じさせ得る事項を実際に発見した場合には、スクリーニング段階に進むことになる。アセスメント段階は、ISC が届出に不備がないことを確認した日から最長で 40 日程度かかる。

### 4. スクリーニング段階

スクリーニング段階は、アセスメント段階での知見（追加リスク分析など）を基に、ISC から管轄する連邦の各大臣に助言を行うことを目的としている。ISC が審査中の投資に懸念を抱いている場合、当該外国人投資家は ISC による意見書案に対して書面でコメントする機会を与えられ、ヒアリングを設けることも可能である。また、ISC は、ポジティブな助言を出せるよう対象者に緩和措置を提案することもできる。助言は、条件のない肯定的なもの、外国人投資家が緩和策を実施することを条件とする肯定的なもの、又は否定的なものがあり、そのいずれかとなる。ISC は、原則として 14 日以内に助言を用意し、関係大臣に提示しなければならない。この期間は、様々な理由（意見書、口頭審理、緩和措置の交渉期間、案件が複雑な場合に与えられる追加期間、追加情報の要求等）で大幅に延長されることもある。

助言を受けた関係大臣は、6 日以内に自らの権限に関連して、それぞれ決定を下し、その決定を ISC に通知する。ISC は、かかる通知を受けてから 14 日以内に、（複数の連邦が管轄している場合にはその様々な決定をまとめ）

統合した決定を外国人投資家に通知する。外国投資が複数の連邦政府の管轄下にある場合、権限内で外国投資の禁止を決定できる連邦大臣の権限にかかわらず、外国投資を禁止するためには、関連する複数の連邦政府の全会一致の決定が必要である。外国人投資家は、ISCの否定的な決定に対しては、ブリュッセルの市場裁判所（Marktenhof / Cour des Marchés）に上訴することが可能である。

### 緩和措置

ISCのメンバーは、外国直接投資で想定される影響を緩和するために、外国人投資家に対して提案できる措置の選択肢が17つあり、その中からポジティブな助言や決定を行うことができる。これらの緩和措置は、一般的に以下の項目に関連するものである。

- ガバナンス及びコンプライアンス要件の強化
- 対象会社から外国人投資家への情報や知的財産権の流れの制限
- 情報や知的財産権のベルギー国内での使用可能性の確保
- 提案されている取引自体の構造（例：対象会社の特定の一部や子会社が取引の一部となることの禁止、譲渡可能株式数の制限、全株式の証明等）

### 制裁金

審査手続きに違反した場合、取引総額の10%以下、場合によっては30%以下の制裁金が課される可能性がある<sup>6</sup>。

### M&Aプロセスに対し予想される影響

- 協力協定の発効後、審査メカニズムに該当する取引の取引文書には、外国直接投資審査に関する適切な規定（例：前提条件、リスク分担、協力義務、最終期限）を含める必要がある。
- しかしながら、2022年中に締結される予定の進行中の年内にクロー징しない取引において、クロージングだけが協力協定の発効後（2023年1月1日予定）に行われる場合でも、審査手続きの対象となり得る。したがって、取引書類はこの点を考慮したものにする必要がある。
- 審査メカニズムが適用される対象企業に関する競争入札では、非EU加盟国の買付候補者は審査手続きの対象とならないため、EU加盟国の候補者と比較して（取引の確実性や実行スピードの点で）不利になる可能性がある。
- ISC及びその委員の権限は非常に広範であり、審査及び緩和措置がどのように行われるかについて確立したプラクティスはまだ存在しないため、今後数年間は取引の不確実性が大きくなることが予想される。

[最初のページに戻る](#)

<sup>6</sup>取引額の30%の罰金が科せられる可能性があるのは、外国直接投資の届出がない場合、又は期限までに緩和措置が実施されない場合とされる。

## ウクライナ

### 言語法の新条項と実施に関する最新情報

2022年7月16日、「国家語としてのウクライナ語の機能保障法」（以下、「法」）の新たな条項が施行され、ソフトウェアのユーザーインターフェースやウェブサイトの言語に関する要件が追加された。また、国家言語保護委員（Commissioner for the protection of the state language, 以下、「委員」）は、罰金を課すことにより、これらの条項及びその他の条項を執行することが可能となった。

#### 重要なポイント

2022年7月16日、3年間の移行期間を経て、遂に法第27条の以下の義務が発効した。

1. ウクライナで販売される製品にインストールされるソフトウェアのユーザーインターフェースはウクライナ語でなければならない。ウクライナ語版は、その情報量及び内容面において、外国語版に劣らないものとする。これを遵守しない製品は欠陥品とみなされ、消費者保護責任が生じる可能性がある。
2. ウクライナの登録メディア及びウクライナで製品・サービスを販売する登録企業によるインターネット表現（ウェブサイトやソーシャルメディアページなど）は、ウクライナ語でなければならない。ウクライナ語がデフォルトとして利用可能であり、かつ情報量及び内容面において外国語版に劣らない場合には、同法により、他の言語によるインターネット表現が認められる。
3. ウクライナで製品・サービスを販売し、かつウクライナに子会社、関連会社、及び／又は駐在員事務所を有する外国企業は、そのウェブサイトのウクライナ語版に、便利なユーザーナビゲーション及びその企業の事業活動を示すのに十分な情報及び内容が含まれており、さらにウクライナ語版がユーザーのデフォルトとして利用可能であることを確認しなければならない。

2及び3の規定に違反した場合、初回は委員から警告を受けることがある。その後の違反については、145米ドル以下（最終違反から1年以内に繰り返した場合は340米ドル以下）の罰金が科せられる。さらに、2022年7月16日より、同法違反について委員に罰金を科す権限が付与されたため、委員は同法をより厳格に実施できるようになった。委員による初回の違反の罰金は、96米ドル～240米ドルで、前回の違反から1年以内の再犯については240米ドル～340米ドルとなる可能性がある。

#### 提言

ウクライナの現在の状況を考慮すると、同法の遵守はよりセンシティブで重要な問題である。現地の消費者は、同法の違反行為を特定して苦情を申し立てたり、同法を遵守していない企業に対して不買運動を起こす可能性がある。したがって、企業活動を同法の要求に合致させることが強く推奨される。また、実施状況を注意深く観察し、委員による新たなガイドラインや説明に注視することが望ましい。

[最初のページに戻る](#)

## 2. ESG/Sustainability

### 日本

#### コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）の改訂

2022年7月19日、経済産業省は、コーポレート・ガバナンス・システム（CGS）研究会（以下、「CGS研究会」）（第3期）において進められてきた検討を踏まえ、「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）」（以下、「CGSガイドライン」）を改訂した。これまでに経済産業省は、日本企業のコーポレートガバナンスの取組の深化を促す観点から、2017年3月にCGSガイドラインを策定し、2018年9月にその改訂を行っており、今回が2回目の改訂となる。

企業がグローバルな競争を勝ち抜き、中長期的な企業価値向上を実現するには、長期的な価値創造ストーリーを描いた上で、イノベーションや成長に向けた投資の促進が必要となる。そのためには、経営者の企業家精神（アントレプレナーシップ）や野心的な意欲（アニマルスピリット）が健全な形で発揮され、より良い経営戦略を立案し、スピードを持ってリスクテイク出来る環境を実現することや、上場企業の経営が企業価値の向上を強く意識したものであることが望まれる。こうした問題意識から、2021年11月、経済産業省にCGS研究会（第3期）が設置され、同研究会における議論をまとめる形で、今回のCGSガイドラインの改訂が行われたものである。

なお、従来、CGSガイドラインの別紙としていた指名委員会・報酬委員会及び後継者計画に関する内容については、今回の改訂に当たって独立した指針として位置付けられ、「指名委員会・報酬委員会及び後継者計画活用に関する指針『コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）別冊Ⅱ』」として策定された。

#### ガイドライン改訂の方向性

CGSガイドラインの改訂では、これまでのガバナンス改革で「攻めのガバナンス」が掲げられてきたことも踏まえ、コーポレートガバナンスの改革が会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する経路が改めて整理されている。また、ガバナンスの選択とその経営への活用方法は、企業にとって競争戦略の軸の一つであり、株主からの評価の対象となるものであるが、コーポレートガバナンスに関する課題の解決手段は企業によって異なるため、CGSガイドラインにおける提言は企業に対して取組の実施を一律に要請するものではないこと、各企業の自主的な取り組みの多様性が尊重されるべきであることが示されている。

CGSガイドラインにおける主なポイントは、以下の通りである。

#### 取締役会の在り方

コーポレートガバナンス改革では取締役会を核とする監督機能の強化が重視されてきたが、取締役会による「監督」とは、単に執行にブレーキをかけたり、不祥事を自ら発見することではなく、適切なリスクテイクや社内の経営改革の後押し、リスクテイクをしないことのリスク（不作為のリスク）を提起することも含まれるとして、「監督」の意義を改めて整理している。

また、社外取締役の増加など監督機能の強化が進められ、機関設計の変更を行う企業の増加や、経営のスピードを上げつつ経営陣がリスクテイクをしやすくすることの重要性を踏まえ、ガバナンス体制やそれに応じた機関設計の選択について提言を行っている。例えば、（A）取締役会を監督に特化させることを志向するモデルでは、経営者の暴走や腐敗を防ぐことを前提としつ

つ、権限委譲を通じて広範な裁量を執行側に与えることで、経営者の権限と責任がより明確化され、健全なリスクテイクが促される点が有益であると、他方で、(B)取締役会の意思決定機能を重視しつつ取締役会内外の監督機能の強化を志向するモデルでは、個別の業務執行の決定に取締役会が関与するため、特に社外取締役の比率・数を高めていく場合には、意思決定におけるスピードを損なわないための運営上の工夫が必要となるとの指摘がなされている。

## 社外取締役の活用の在り方

社外取締役に関しては、社内者の情報を持っていない社外取締役に社長・CEOの選解任を任せることはできない等いくつか懐疑的な意見も存在するが、そもそも経営を行うのは社長・CEOを中心とする社内の経営陣であり、社外者は、特に社外者としての属性に基づいて社内者では適正に判断・評価しにくい事項について関与する際に真価を発揮する。こうした社内者と社外者の役割分担に留意しつつ社外取締役の活用を検討する必要がある。社外取締役は、モニタリング機能を重視したガバナンス体制を志向する場合には取締役会の構成員の相当数を占めるように選任される必要があると考えられ、また、それ以外の場合であっても、社外取締役が相当数いることで実効的に機能する場面もあると考えられる。いずれの会社においても、社外取締役をどの程度の比率で活用していくのかという点を検討することが有益である。

また、社外取締役の人材市場の拡充のためには、法律上・実務上問題のない範囲で、経営経験者が積極的に他社の社外取締役を引き受けることが望まれる。特に、社長・CEOやCFO等を退任した者は、経営トップとしての経験を通じて経営に関する幅広い視野や高度な見識を有しており、経営全般を監督する社外取締役として最有力の候補と考えられることから、他社の社外取締役への就任を積極的に考えるべきである。

さらに、社外取締役には、取締役会を通じて監督するとともに、社内にはない幅広い視点や洞察を持ち込むことで取締役会の議論に付加価値をつけるため、能動的に情報を取りに行くほか、研修等を通じた自己研鑽の努力が期待されている。企業も、ガバナンスの実質化に向け、個々の社外取締役に適合した研修機会の提供・斡旋や費用の支援を能動的に行うべきであり、取締役会としてもその監督を行う必要がある。

## 経営陣の指名・報酬の在り方

### 1. 経営陣の指名の在り方

誰が経営のトップに立つかによって、企業価値は大きく左右されるため、経営トップの交代とその後継者の指名は、企業経営における最も重要な意思決定の一つといえる。特にグローバル展開の進む企業において、経営トップの役割は一層重要性を増し、同時に、そのような役割を担うことができる優れた後継者を確保することの重要性も増している。経営トップの交代と後継者の指名は、企業価値に関わる重要な意思決定であることを踏まえ、優れた後継者に対して最適なタイミングでなされることを確保するため、十分な時間と資源をかけて後継者計画に取り組むことを検討すべきである。

また、社長・CEOは、優れた後継者に自社の経営を託すために、その重要な責務として、自らリーダーシップを発揮して後継者計画に取り組むことが期待される。社長・CEOは、就任時から、自らの交代を見据えて後継者計画に着手することを検討すべきであり、後継者の指名は客観性と透明性の高い手続で行うことを検討すべきである。

### 2. 経営陣の報酬の在り方

日本企業の経営陣の報酬について、依然として固定報酬が中心であり、業績連動報酬や自社株報酬の割合は欧米に比して低い傾向にあると指摘されてい

る。業績連動報酬や自社株報酬は、業績や株価の変動に応じて経営陣が得られる経済的利益が変化することで中長期的な企業価値向上への動機付けとなるため、経営陣の報酬体系を設計する際には、経営戦略を踏まえ、業績連動報酬や自社株報酬の導入について検討すべきである。

また、中長期的な企業価値に向けた報酬体系についての株主等の理解を促すために、業績連動報酬や自社株報酬の導入状況やその内容について、企業が積極的に情報発信や開示を行うことも検討すべきである。非財務指標を用いる場合には、取締役会や報酬委員会において、経営戦略・経営計画を踏まえた議論を十分に行った上で、用いる指標や定量目標を明確に定め、当該指標を選択する理由や企業価値との関係性について、透明性の高い開示を行うことが望ましい。

さらに、社長・CEOの選解任の実効性向上のためには、指名委員会とともに、法定又は任意に設置した報酬委員会も併せて利用することを検討すべきである。

### 経営陣のリーダーシップ強化の在り方

執行機能の強化の中核となるのは、トップの経営力であり、特にグローバル展開が進み、大きな環境変化に直面している企業において経営改革を進めていくためには、リスクテイクができ、しがらみにとらわれない経営判断ができる社長・CEOを選任することが重要である。このような資質を備えた社長・CEOが、リーダーシップを発揮して経営改革を推進するための社内の仕組みを作り、「攻めのガバナンス」を実現するためには、例えば、下記のような取組を行うことが有益である。

- 社長・CEOを中心とするトップマネジメントチームを、社長・CEO自身が組成し、責任・権限を明確にした上で、権限委譲を進める。
- リーダーシップが必要な場面では、社長・CEO直属で経営戦略の策定・遂行を行う仕組みを作る。
- 社長・CEOを数年間で順送りにせず、海外よりも高い就任年齢の若返りを図ることにより、社長・CEOが精力的に経営戦略を実現できる期間を確保する。
- 社長・CEOをはじめとする経営陣へのインセンティブを強化する。
- 次世代の社長・CEOを支える幹部候補の育成を行う。
- 社長・CEO退任者の役割を明確化し、不当な影響力の行使を防ぐ。

加えて、経営・執行の機能強化のための方法の一つとして、戦略やサステナビリティ等の特定のテーマを社長・CEOのコミットメントの下で全社的に検討・推進するための委員会を設けることも、選択肢として考えられる。こうした委員会は、現状では主に執行側の機能を強化する意図で設置されることが多く、その場合には社内者中心に構成されることが想定される。また、社内者中心の委員会を執行側の機能強化のために設ける場合においても、委員会が取締役に直接報告する関係とすることは、委員会での検討結果を取締役会での議論に繋げる観点や、執行側と取締役会が協働してデジタルやサステナビリティといった新しい領域への対応能力を高める観点、社長・CEOのリーダーシップの発揮状況を取締役会が観察しやすくする観点から有益である。

[最初のページに戻る](#)

## インド

### COP27 を見据えた温室効果ガス排出削減目標の更新

#### 概要

2022年8月3日、モディ首相が議長を務める連邦内閣は、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）に提出するインドの最新の Nationally Determined Contribution（以下、「NDC」）を承認した。このNDCの更新は、国別では世界第3位の温室効果ガス排出量の国であるインドが、パリ協定<sup>7</sup>で合意された気候変動対策における目標達成に向け、国連気候変動枠組条約第27回締約国会議（COP27）に先んじて自国の貢献を強化することを示すものであり、このような行動は、インド国内の温室効果ガス排出量削減に向けた施策を推進することになる。

#### NDCの更新内容

インドは、パリ協定に署名している193の締約国の一つである。パリ協定では、全ての締約国が温室効果ガスの排出削減目標をNDC（国が決定する貢献）として5年毎に国連気候変動枠組条約事務局へ提出・更新することが義務付けられている。当該義務に基づき、インドは2015年10月2日にNDCを提出した。そのうちの3つは2030年までの定量目標で、（1）非化石資源の累積電力設備容量を40%にすること、（2）GDPの排出原単位を2005年比で33～35%削減すること、（3）森林と樹木の被覆を増やして25～30億トン（CO<sub>2</sub>換算）の炭素吸収源を追加的に創出することであった。

その後、2021年11月に英国グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（以下、「COP26」）において、（多くの国が2050年までのカーボンニュートラル達成を宣言する中で）モディ首相は、インドが2070年までのカーボンニュートラル達成を目指す旨を宣言し世界中を驚かせたが、加えてインドの気候変動対策の5つの戦略を世界に提示し、その行動を強化することも表明した。今回のNDCの更新は、COP26で発表された5つの戦略を具体化した結果であり、2070年までにカーボンニュートラルを達成するというインドの長期目標の達成に向けた第一歩と位置付けられている。

具体的には、この度のNDCの更新により、インドは2030年までにGDPの排出原単位を2005年比で45%削減し、2030年までに非化石燃料由来のエネルギー資源による電力設備容量の累積を約50%達成することを約束することになった。

なお、インドのNDCは、セクター別の緩和義務や行動を拘束するものではない。インドの目標は、長期的に経済全体の排出原単位を下げ、エネルギー効率を上げると同時に、経済的又は社会的に脆弱な部門を保護することにあるとインド政府はプレスリリースを通じて公表している。

#### NDCの更新が与える影響

NDCの更新は、2021年から2030年にかけてのインドのクリーンエネルギーへの移行の枠組みを示すものでもある。この枠組みは、製造業や再生可能エネルギーの採用を促進するための税制優遇や生産連動インセンティブ制度などの政府の取組と合わせて、インドの製造能力向上と輸出の強化をもたらすことが期待されている。また、雇用創出の面においても、再生可能エネルギー、クリーンエネルギー産業、電気自動車や省エネ家電などの低排出ガス製品の製造業、グリーン水素等の革新的技術の分野において、グリーン雇用の全体的な増加につながることを期待される。

<sup>7</sup>国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）（2015年にパリで開催）において採択された気候変動に関する国際条約。2016年に発効した。

また、インドの NDC は、2021 年から 2030 年の間に、関係省庁のプログラムや計画、州や連邦直轄領の適切な支援によって実施される予定であり、水、農業、森林、エネルギー、企業、持続可能な移動と住宅、廃棄物管理、循環型経済と資源効率など、多くの分野で適切な政策が進められている。これらの施策の結果、インドでは経済成長と温室効果ガス排出量のデカップリング<sup>8</sup>が漸進的に進んでいる<sup>9</sup>。

この度の大幅な NDC 更新に紐づくインドの気候変動対策に向けた施策が、どのような形でビジネスに影響を与えていくのかについては今後も注視していくことが必要となる。

[最初のページに戻る](#)

## 米国

### 輸入業者向けウイグル強制労働防止法の運用指針の発行

2022 年 6 月 21 日施行のウイグル強制労働防止法（以下、「本法」）に関連し、2022 年 6 月 13 日、米国税関・国境警備局（U.S. Customs and Border Protection）（以下、「CBP」）は、「ウイグル強制労働防止法の輸入業者向け運用指針」（以下、「UFLPA 運用指針」）を発行した。また、強制労働執行関係省庁タスクフォースの議長としての役割を担う国土安全保障省の関連ガイダンス（以下、「UFLPA 戦略」）及び UFLPA エンティティリストも公表された。UFLPA 運用指針は、CBP の観点から、本法の執行手続きに関連する詳細を提供しているものの、輸入業者は、UFLPA 運用指針及び UFLPA 戦略の両方を考慮しなければならない。

UFLPA 運用指針は、(i) CBP の視点からの本法に基づく輸入手続き及び執行、(ii) 本法の反論可能な推定の例外申請の方法、(iii) サプライチェーン・デューデリジェンス、トレース及び管理のための資源、並びに (iv) CBP が例外適用の請求又は対象貨物が本法の適用対象外であるという主張を審査する際に要求する文書及び情報の種類について概説している。

#### 輸入手続き及び本法の執行

CBP のこれまでの主要な執行方法である違反商品保留命令（以下、「WRO」）の方法と比較すると、本法の輸入手続きと執行は効率化されるであろう。本法は、対象貨物が強制労働によるものであると推定しており、WRO の仕組みを利用して商品を保留することはない。つまり、本法に基づく貨物の保留は、CBP が一般的に商品を保留するために行使する権限（19 C.F.R. §151.16）に基づき行われる。本法に基づく保留期間は 30 日（WRO に基づき保留された貨物については 3 か月）であるが、一定の場合には延長が認められる。

貨物が本法に基づき保留される場合でも、保留通知には保留は本法に基づく旨が記載されるだけで、輸入業者に詳細は提供されないため、対応戦略の検討が困難となる可能性がある。

輸入業者は、通常の異議申立手続きに従って異議を申し立てることができる。

<sup>8</sup> 一定の経済成長や便利さを維持しつつエネルギー消費を減らしていくこと。

<sup>9</sup> インドの大規模な LED 電球キャンペーンは、年間 4,000 万トンの排出量を削減している。

## 本法の反論可能な推定の例外申請

本法に基づいて貨物が保留された場合、輸入業者が米国へ輸入するために貨物の解除をするには、例外申請をするか又は貨物が本法の適用対象外であることを立証するかのいずれかを行うことができる。

CBPに例外申請が認められるには、①UFLPA戦略を遵守し、強制労働を用いて製造等された製品でないことを立証するためにCBPからの全ての質問に対応していること、及び、②強制労働を用いて製造等された製品でないことを明確で説得力のある証拠によって証明することが必要である。

CBPは、例外申請を認める場合には、連邦議会に通知し、認める際に検討した商品と証拠を示した報告書を公表する必要があるが、議会及び世論の監視の下では、例外申請が容易に認められるとは考えにくい。

また、輸入業者が対象貨物は本法の適用対象外であると信じる場合、輸入業者は、その旨を示す情報をCBPに提供することもできる。この場合に必要な文書や情報は、サプライチェーンにおける強制労働が無いことの証明ではなく、トレーサビリティが焦点となる。

## CBPが要請する文書及び情報

業界から要請された本法に基づく推定を覆すために提出する必要がある文書及び情報の種類及び性質に関する詳細は、UFLPA運用指針セクション4において示されている。この点に関するCBPの過去の立場と同様に、CBPの要件を満たす業界標準又は第三者認証要件は定められていないものの、そのような基準又は認証要件を満たすことは確かに有用と考えられる。

## まとめ

米国の輸入業者及び米国の輸入サプライチェーンに関係する者は、本法の今後の執行に照らして、輸入規制の遵守及び責任ある調達プログラムを改善する必要があるかどうかを評価するために、UFLPA運用指針の特にセクション4を詳細にレビューすることが望ましい。

[最初のページに戻る](#)

## 欧州

### 上場会社取締役に関するジェンダークォータ制の導入についての政治的合意

#### 概要

欧州委員会は、約10年に渡り議論されてきた「上場企業の非業務取締役におけるジェンダーバランス改善及び関連措置に関する指令」（以下、「本指令案」）について、欧州議会と欧州連合理事会の間で政治的合意に至ったと公表した。本指令案が正式に指令として採用された上で、各加盟国において国内法化された場合には、一定の上場会社は、2026年6月までに、その非業務執行取締役の40%又は取締役全体の33%のいずれかを少数派の性（underrepresented sex）とする義務を負うことになる。

## 本指令案の主たる内容

本指令案の原案は 2012 年 11 月に提案されたものであり、約 10 年に渡る議論・交渉を経て、2022 年 6 月 6 日、欧州議会と欧州連合理事会は本指令案の内容に関する政治的合意に至った。

本指令案の主たる内容は以下の通りであり、本指令案が現在の内容のまま指令として制定された場合の各措置の実施期限は 2026 年 6 月 30 日である。

- 本指令案の適用対象は上場会社である。これには EU 内に登録事務所を有する上場会社や加盟国内の取引市場においてその株式の取引が認められた上場会社が広く含まれ得る。
- 加盟国は、その取締役の構成について、次のいずれかのクオータの導入を義務付けられる。
  - 非業務執行取締役の 40%が少数派の性
  - 取締役全体の 33%が少数派の性
- 上記のうち非業務執行取締役に関するクオータが採用された場合、関連する上場会社は、業務執行取締役についても適切なジェンダーバランスを達成するための定量的な目標を定める義務を負う。
- 上記クオータを達成できない上場会社は、取締役選任手続において、取締役候補者の選定基準として透明かつジェンダーニュートラルな基準を適用し、異なる性の候補者が同等の資格を有する場合には少数派の性を優先することが求められる。
- 各加盟国の制裁には、罰金、取締役選任手続の無効・取消し、違反企業の公表などが含まれ得る。
- 上場会社に対してその非業務執行取締役の 30%以上若しくは取締役全体の 25%以上のいずれかを少数派の性とするを既に義務付けている、又はそのようなクオータが実際に既に達成されている加盟国については、本指令の適用の除外を受け得る。

[最初のページに戻る](#)